

甲事件：平成19年（行ウ）第32号

次回期日 7月9日

乙事件：平成20年（行ウ）第3号 設楽ダム公金支出差止等請求事件

原告 甲事件 市野和夫 外167名 乙事件 市野和夫 外7名

被告 甲事件 愛知県知事 外1名 乙事件 愛知県知事

第8準備書面（農業用水関係）

平成20年7月2日

名古屋地方裁判所民事第9部 御中

原告ら代理人	弁護士	在	間	正	史
同	弁護士	原	田	彰	好
同	弁護士	竹	内	裕	詞
同	弁護士	樽	井	直	樹
同	弁護士	白	川	秀	之
同	弁護士	濱	鳶	将	周
同	弁護士	魚	住	昭	三
同	弁護士	笠	原	一	浩
同	弁護士	籠	橋	隆	明
原告ら復代理人	弁護士	吉	江	仁	子
同	弁護士	若	山	哲	史

第1、農業用水が既開発水量により供給可能であること

1、フルプランの農業用水新規需要想定

(1)平成18年2月17日閣議決定に係る豊川水系における水資源開発基本計画（以下「フルプラン」という）では、平成27年度における農業用水の新規需要を0.3m³/秒とし、これを設楽ダムにより供給するとしている（甲6の1）。

(2)フルプラン審査のため国土審議会水資源開発分科会第2回豊川部会に配付された資料B-5-13（甲9）やC-4-3（甲33）の農業用水の説明では、需要水量（粗用水量）は199,189千m³/年、地区内利用可能量は21,78

1千m³/年であり、その差は177,408千m³/年である。

(3) 他方、既開発水量は、上記資料B-5-13(甲9)やC-4-3(甲33)では166,683千m³/年とされているが、甲6の2説明資料(2)では豊川総合用水1.50m³/秒、豊川用水4.75m³/秒とされ(いずれも年間平均取水量)、これを年間水量に直せば(6.25m³/秒×60秒/分×60分/時間×24時間/日×365日/年)197,100千m³/年となり、上記農業用水需要は十分賄えることとなる。

(4) また、平成11年に計画認可された豊川用水二期計画(工期平成11年度～平成20年度予定)の計画諸元対比表(5)(甲37-5枚目)では、「19.現況利用可能量」小計328,766千m³/年、「20.水源依存量」小計71,271千m³/年、その合計水量は400,037千m³/年、これから都市用水183,754千m³/年を差し引き、農業用水が216,283千m³/年となり、これから地区内河川3,081千m³/年及び地区内溜池16,185千m³/年を差し引くと豊川依存量(=既開発水量)は197,017千m³/年とされている(別表1)。

平成11年3月に第2回計画変更が確定した国営豊川総合用水土地改良事業変更計画(甲38-2-20頁)によれば、「現況利用可能水量」169,300千m³/年、新規水源からの「水量」47,000千m³/年、その合計水量は216,500千m³/年、これから地区内河川3,200千m³/年及び地区内溜池16,200千m³/年を差し引くと豊川依存量(=既開発水量)は197,100千m³/年とされている(別表1)。

以上のとおり、フルプランに先行する上記2つの事業計画では、豊川用水地域における農業用水既開発水量は約197,000千m³/年となっている。

また、豊川総合用水からの平成14年取水実績は1億9200万m³(192,000千m³/年)とほぼ計画量の取水がなされており(同部会議事録6頁・同部会配付資料A-2-3頁・B-2-5頁等参照)、これは前記各計画にかかる既開発水量に匹敵している。

2、基準年を異にする既開発水量の比較について

(1) 前記フルプランの既開発水量166,683千m³/年が前記の先行する事業における開発水量値に照らし信用できないとする原告らの主張に対し、被告は、

既開発水量 1 6 6 , 6 8 3 千 m³ / 年は設楽ダム計画基準年である昭和 4 3 年の値であり、既開発水量 1 9 7 , 1 0 0 千 m³ / 年は豊川総合用水事業基準年である昭和 2 2 年の値であり、基準年が異なる値を比較することは「誤り」であるとしている（被告第 2 準備書面 1 1 頁（ 5 ））。

（ 2 ）しかし、「既開発水量」はそれぞれの計画基準年の降水量を前提にして「開発」された水量であるが、昭和 2 2 年（ 1 9 4 7 年）の降水量は名古屋 1 0 9 0 . 7 mm、伊良湖 1 1 4 3 . 8 mm、昭和 4 3 年（ 1 9 6 8 年）は名古屋 1 4 1 5 . 0 mm、伊良湖 1 6 8 0 . 0 mm である（甲 2 6 の 1 ~ 3 ）。また、国土審議会水資源分科会豊川部会の供給施設の安定性評価に関する資料（甲 3 5 の 2 ）によれば、年間総雨量は、昭和 2 2 年から平成 1 4 年までの 5 6 年間において、昭和 2 2 年は下位 2 番目で 1 , 7 0 0 mm 程度であり、昭和 4 3 年は下位 2 3 番目で 2 , 2 5 0 mm 程度である。この両年を比較した場合昭和 2 2 年が極端に少雨であったことが明白である。

とすれば、両年を基準年とする既開発水量を比較した場合、昭和 2 2 年既開発水量が昭和 4 3 年より多い（それも顕著に多い）ことは常識的に有り得ないことであり、とすれば昭和 4 3 年の計画既開発水量は常識的に理解できない値である。

（ 3 ）また、甲 3 8 - 2 - 2 8 頁によれば、平成 1 0 年 3 月に建設省中部地方建設局、農林水産省東海農政局、愛知県及び水資源開発公団中部支社の四者において、「豊川水系の全体水利計画の計画基準年は昭和 4 3 年とするが農業基準年（昭和 2 2 年）による土地改良事業計画等十分尊重すること」が了解されている。土地改良事業計画における供給量 1 9 7 , 1 0 0 千 m³ / 年を供給するようになっており、別表 1 の「国営豊川総合用水土地改良事業変更計画」欄記載のように各水源の水量が変更されている。年 1 9 7 , 1 0 0 千 m³ / 年を供給することはフルプランにおいても前提となっているものである。

（ 4 ）以上から、農業用水新規水需要想定における既開発水量 1 6 6 , 6 8 3 千 m³ / 年は説明できないものであり、既開発水量は約 1 9 7 1 0 0 千 m³ / 年であって、フルプランの需要水量を前提としても、新規の農業用水の需要はない。

第 2、農業用水の新規需要は見込まれないこと

1、受益面積が過大に設定されていること

フルプラン農業用水需要水量の受益面積は 1 7 , 8 0 0 ha とされている（甲 3

3 - C - 4 - 3 頁) が、この約 30 年間のフルプラン受益面積である耕地面積(経営耕地)の推移は別表 2(出典は各年の農林業センサス)のとおり水田、畑、樹園地及び合計面積いずれも顕著な減少傾向を示し、2005 年農地合計は 16,016 ha となっている。

2、施設営農について

被告はハウス栽培等の施設営農の増加により水需要が増加する旨主張する。フルプランの需要想定では施設畑やトンネル栽培等の「畑作営農の推進」により約 1243 千 m³/年の新規需要が見込まれるとしている(甲 33 - C - 4 - 3 頁)。

しかし、フルプランの想定する施設畑面積は 2,246 ha であるが、これに対し東三河地域における平成 17 年(2005 年)の施設畑面積は 2,133 ha であって想定面積が大きく設定されている。近時の施設畑面積はそれほど増加していない。

また、上記の東三河地域の施設畑面積 2,133 ha が同地域の畑全体に占める割合は約 16% であり、前記のように畑を含む農地全体が減少していることからすれば、仮に施設畑等の面積が若干増加したとしても、農業用水全体への影響はほとんど無く、その減少傾向は変わらない。

3、減水深の増加について

被告は神野新田地区の排水改良の結果減水深が増加し、水需要が増加していると主張するが(なお、フルプランの需要想定では「水田用水量の増加」5311 千 m³/年の新規需要が見込まれるとしている(甲 33 - C - 4 - 3 頁))、水田面積の極端な減少傾向は前記のとおりであり、神野新田地区の減水深の減少があるとしても、それは水田面積の減少により相殺され、新規水需要は発生しない。神野新田地区の水田面積も減少している。

また、神野新田地区の減水深の増加の要因の「排水改良」は、すでになされたたんすい防除事業が排水不良となった(排水量が 7.26 から 5.80 に悪化した)ため改良事業として行われたものであるが、その復旧目標値を以前になされた湛水防除事業の水準を上回る 1.25 倍の排水量(9.10)と設定したために減水深の増加が生ずることになった(甲 39 - 1 枚目右頁「(2)事業の内容」参照)。この経過からは、排水量を以前のたんすい防除事業の水準(7.26)に調整することにより減水深を従来の状態とすることが可能であり、そのようにすべきである。

神野新田地区においても真実「水不足」であるならば、このような調整をすることが当然必要であり、これによって農業用水の新規需要を押さえることが可能である。

さらに、神野新田地区は既得水利で優先的に取水することができる牟呂用水のかんがい区域であり、しかも、「全量補給とする」（甲34-4枚目欄外注記参照）とされている地域である。豊川用水のかんがい地区ではない。

4、地区内利用可能量減少について

甲33-C-4-2～3ではため池等の利用可能量の減少補完分が4,171千m³/年とされているが、これは将来におけるため池の減少である（甲9-B-5-16頁）。これについてはため池等の地区内水源を保全すれば足りることであり、これが基本である。設楽ダムの新規需要を作り出すためにため池を潰そうとしているというべきであり、本末転倒している。ため池を保全せずに設楽ダムの建設に邁進することは許されない。

以上